

## 令和4年2月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：令和4年2月17日（木）13：30～16：45

場 所：古賀市役所 第1庁舎4階 第一委員会室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 大賀委員 木村委員 小山委員 松下委員

欠席委員：0名

事務局：横田教育部長 桐原教育総務課長 浦邊学校教育課長兼主任指導主事 樋口生涯学習推進課長 坂井青少年育成課長 柴田文化課長 三上学校給食センター所長 教育総務課庶務係（坂井、松本）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸 報 告
  - (1) 教育長報告
  - (2) 教育委員情報交流 なし
  - (3) 教育委員会報告
    - ①古賀市議会第1回定例会について
    - ②専決処分について(損害賠償金の支払いについて)

#### 4. 議案

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第4号議案	令和4年度古賀市一般会計（教育予算）の当初予算について	R4. 2. 17	原案可決
第5号議案	令和3年度古賀市一般会計（教育予算）の補正について	R4. 2. 17	原案可決

#### 5. 協議事項

- ・古賀市いじめ防止基本指針について
- ・教育大綱の一部改定について
- ・令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策について
- ・市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会『告示』について
- ・市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会の出席者の配置について
- ・古賀市各種委員会（教育委員会関係）委員等の選任について

#### 6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
- (2) その他

#### 7. 閉会

会議内容：以下のとおり

### 1. 開会

13時30分、議長が開会を宣言。

1月の初めに本当にもうコロナは収まるかと思いましたが相変わらず増えておりますので、私も他で参加している会議のほうも急遽中止するなど連絡を回しております。切羽詰まった状態が起こっていないかと思っておりますが、ぜひ健康と注意されて活動されるようよろしくお願いいたします。

我々も引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策として、資料も事前にいただいておりますので、内容は十分に検討しつつ要領よく短時間で会議を進めたいと思います。

### 2. 教育長あいさつ

今日も雪の警報が出て、積雪までは至っていませんが、冷え込んでおります。例年この時期が1番寒いと思っております。三寒四温ということで、寒い1週間になって来週からまた暖かくなって寒くなってと繰り返して、卒業式を迎えるのかなというふうに思っております。

### 3. 諸報告

#### (1) 教育長報告

- ・1月5日以降、いわゆる陽性とされた児童生徒は125名おります。冬休み明けということになります。そのうち、79名が復帰して元気に学校に通っております。それから、教員につきましても、冬休み明けからですが、10名が陽性となっておりますけども、8名が復帰をしております。学校を閉じることなく、学年閉鎖レベルで古賀市はやっています。どこが発生源というよりも、学級の中でより、子どもが家庭の中で感染をしていることのほうが多いようでございます。教職員も含めて高止まりをしておりますようです。防止措置につきましても20日までということですけども今の県の動きを見ておりますと、6日ぐらいまで延長されるのではなかろうかということです。明日決定されると思っております。学校、社会全体、まだまだ緊張感を持ってやっていかなければならないなと思っております。

#### (2) 教育委員情報交流 なし

#### (3) 教育委員会報告

##### ①古賀市議会第1回定例会について

教育部長 令和4年古賀市議会第1回定例会は、2月21日から3月23日までの会期で行われます。市長の施政方針演説は、初日の2月21日、施政方針に対する会派代表質問は、2月25日、一般質問は、3月15日、16日、18日の予定となっております。今回の議会での教育委員会に関する議案は、全部で3件ございます。内容は、学校施設の管理業務遂行上の過失に係る損害賠償の専決処分1件、議案として上げておりますが、第4号議案で御審議いただく令和4年度古賀市一般会計予算案と、第5号議案で御審議いただく令和3年度古賀市一般会計補正予算を市長部局とともに上程いたします。来年度の予算につきましては、社会保障関係費等の義務的経費の増加などから、財政状況が厳しくなりつつある中、これから10年間のまちづくりの指針となる第5次総合計画の推進を意識しつつ、

教育分野の重要施策を初め、様々な課題の対応を実施するため、選択と集中による予算編成を全庁的に行っております。学校関係では、全小中学校における原則 35 人以下学級を初め、多様な人的配置など、教育環境の充実を引き続き推進し、GIGA スクールの定着、教職員支援として新たに ICT 支援員を配置するなど、今年度に続き、学校における ICT 環境を活用した情報教育の推進を行います。学校施設におきましては、全ての小中学校の理科室、家庭科室、技術室への空調整備に向けた設計を行い、学習環境の向上やトイレの洋式化、バリアフリー化を目指します。また、リーパスなどを含めます生涯学習ゾーンでは、市が取り組む古賀駅舎東口周辺の活性化事業を見据え、リーパスプラザ古賀の施設価値を高める取組として、中央公民館の市民ホール化への可能性を含めた、生涯学習ゾーンの活性化に係る市場調査を、4 年度から 5 年度にかけて行う予定としております。今申し上げました詳細説明については、別紙資料とともに説明いたします。

(非公開)

米倉議長 専決処分、第 4 号、第 5 号議案については当初の予算、それから補正予算等に関する部分ですので、その審議に入る前に、原則公開ではありますけれども委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上で決したときは非公開とすることができると決められています。公開非公開についての委員の決議をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

木村委員 はい。教育委員会報告及び『第 4 号議案・第 5 号議案の当初予算・補正予算案』、また、協議事項の『教育大綱の一部改正』、『令和 4 年度古賀市教育行政の目標と主要施策について』に関しまして、非公開とすること発議します。

米倉議長 よろしいですか。今提案ありましたけれども、この案については、非公開にするということで、よろしく願いいたします。それでは、非公開とすることで、可決してよろしいですか。非公開でよろしいですか。

委員全員 了承

米倉議長 はい、非公開ということできたいと思いますよろしく願いいたします。

米倉議長 専決処分はよろしいですか。お願いいたします。(非公開)

#### 4. 議案

米倉議長 今から審議にはいりますが、議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。

第 4 号議案古賀市一般会計、当初予算についてお願いいたします。

米倉議長 よろしいですか。それでは、第 4 号議案を承認とします。

(第 4 号議案 原案可決 非公開)

米倉議長 続きまして、5 号議案の一般会計の補正についてよろしく願いいたします。

米倉議長 よろしいですか。それでは、第 5 号議案を承認とします。

(第 5 号議案 原案可決 非公開)

#### 5. 協議事項

- ・古賀市いじめ防止基本指針について

学校教育課長 それでは古賀市いじめ防止基本方針につきまして、1月期の教育委員会に概要につきまして説明させていただいておりますので、本日は見ていただいたの御意見をお受けしたいと思っております。加えまして、その1月期の説明の中で、説明内容についての一部を補足させていただきたいと考えております。下の取組に対する質問の中に、いじめの昨今の状況に対する対応の強化について、説明をさせていただきましたが、評価とはどういうものかということで、説明をさせていただきましたが、その中で、いじめをした側の本人や、その環境に多様な課題があることについて、説明の中で本人やその環境に対応の課題がある、多様な課題に対応できるよう対応を強化していくという説明を行っております。しかし、説明はいじめられた側に課題があるという誤解を招く危険性がある部分がありましたので、再度、いじめをしてしまった側の本人に課題があったり、それを生み出した環境も課題があったりと、課題が多様化しているという意味で説明をしておりますので、補足をさせていただきたいと思っております。いじめを受けた側本人に課題があるというものではございませんので、御理解をいただけたらと思います。あわせまして、前回の1月会で依頼を受けまして、市内小中学校の現在使われておりますいじめ調査のサンプルを、例示させていただいております。小学校、1校と中学校2校、それぞれ、いじめについての内容でとっている部分につきまして抽出して、サンプルとして提示させていただいております。御参照をお願いします。

米倉議長 前回出されましたいじめ防止基本指針についてですけども、よろしいでしょうか。いじめられる側に課題があると読み取れるところについては、いじめる側に読み取れるように直しているということです。はいどうぞ。

松下委員 その部分に関しては1月にいただいている改正案と、2月の今回いただいたものとの文言が変わっているところあるのですか。特別文章的には文言は変わっているものではないのですか。

米倉議長 はいどうぞ。

学校教育課長 文章の中身もかなり変わっておりますのでその変わった部分について、もう一度、説明をさせていただきます。まず、説明は改定表をもとに説明をさせていただきたいと思うんですが、まず、1ページをお願いいたします。まず1の1の基本方針の意義におきましては、根拠法や、方針の改定年月等を書き加えております。また2のいじめの定義におきましては、4ページから6ページに、いじめの理解、いじめの解消の内容を追記し、いじめの防止等に関する考え方とともに、国県の基本方針をもとに内容を更新しております。13ページをお願いいたします。大項目3から5におきましては、市や学校の責任と役割を明確化し、いじめ問題対策連絡協議会や古賀市いじめ防止対策推進委員会、いじめ問題再調査委員会の目的や構成を、より明確に定めております。また、いじめ防止対策推進委員会といじめ問題再調査委員会の位置づけにつきましては、条例に基づく附属機関として正式に定めております。以上が主な修正点になるものですが、いずれにしても、国の推進法の改定に基づき、市の方針を改訂しているものになります。

米倉議長 よろしいですか。どうぞ。

学校教育課長 すいません、質問の意図を十分に把握、出来てない部分がありました。申し訳あり

ません。いじめられた側に課題はないという部分について補足説明をした部分につきましては、この基本方針の改定には全く書換えた部分等はございません。説明の訂正だけです。

米倉議長 よろしいですかね。

松下委員 ありがとうございます。それで前回私が質問させていただいたところで具体的に言いますと、ページの5ページになるんですけども、①のいじめを生まない教育活動の推進というところで、三つ目の丸で、この文言が見比べたときに変わっていました。以前は、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度云々っていう文言が、今回では、2月の改正案では自分及び全てのかげがえのない人間としての云々というふうに変わっておりましたので、これは私の意見を踏まえて書いてあるのかなというふうに読ませていただきました。ここは、個人的な考えを述べさせていただきますと、前回も言わせていただいたとおり、この基本方針は先生方も見る中で自他の存在というその存在を等しく認めるという言葉が引っかかったので、前回質問しました。存在というところをより深く考えていきますと、これは命の重みであったり、生命の尊厳というところであったり、等しいというところ、そういった存在を等しく認めるというところだと思います。ただ、もし、中にはこの存在っていう、この意味を、例えば人格とか性格っていうふうにとらえてしまうと、そこを等しく認めるというのはなかなか難しいというか、ちょっと間違った認識になっていくのかなというふうに思ったので、前回質問させていただきました。それを受けて、今回の文言は、自分及び全ての他者をかけがえのない人間として尊重しようとする社会性など、人間関係を構築する能力の云々って書いてある部分で、こちらのほうが僕はすごく的確でわかりやすいかなと思った次第であります。個人的に何を言いたかったかという、尊重し合うというのは、お互いの自分と他者との違いを認め合うというところにつながっていくと思うんですよ。もっと主体的に見れば、自分との違いを、自分と他者との違いを、私自身が築いていくっていうところから、命の尊さであったり、お互いを見て認め合ったりというところに次のステップとしてつながっていくと思いましたので、前回ちょっと質問させていただいた次第であります。多分この文言が変わっている部分は、前回の私の多分質問を受けて、変えていただいたのかなというふうに思いましたので、意見を述べさせていただきました。以上です。ありがとうございました。

米倉議長 よろしいですかね。そういった気持ちで、存在という部分について命の大切さを重視しているということだそうですね。よろしくお願ひします。ほか、よろしいですか。はいどうぞ。

木村委員 この前、行ったというこのアンケートを見せてもらって、本当にしっかりアンケート調査を1ヶ月1回しているなと思いました。アンケートについては、取扱いをどんなふうにされていますか。まず、担任の先生が見ていたら、それから教頭や校長が見るとか、このアンケートの結果のあとはどんなふうに取り扱いをされているか、お聞きしたいと思う。

米倉議長 アンケートの取扱い、よろしくお願ひしますはい。

学校教育課長 アンケートにつきましては、まずアンケートを実施した学級の担任が内容について確認し、気になる部分やそのほかの部分を含めて、内容をまとめたものを管理職に提出をした上で共有し、生徒指導部も含めて対応について協議をする場に乗せるようつながっていく形になってまいります。

米倉議長 よろしいですか流れ的には。後、どうですか。はい、お願いいたします。

大賀委員 読ませていただいて、学校はある意味閉ざされた空間なので苦しんでいるお子さんがいたら周囲が手を伸ばしてあげなければいけないし、追い込まれない環境をつくることを意識しないといけないし、子どもたちは学校生活で落ちこぼれないように、つまはじきにならないようにするために、実は毎日過ごしているのではないかなと思いました。まずはそうした苦悩からできるだけ開放してあげること。さらにいじめを発見したら、ちゃんと見守り導くことが大人の使命だなと感じました。このはじめにの 8 行目にあった児童生徒を必ず守り抜くという心構えがとても大事だなというふうに、その上で活動しやすい環境づくりにこの基本方針を役立ててほしいと思います。質問ですけれども、15 ページの適切な学校評価、教員の評価とありますが、ここのいじめの問題に対しての評価の仕方は大事だと思いますが、いじめを出した学校やクラスを問題視するのではなく、早期発見する学校や教員を評価するという意味でこの部分は受け止めてよろしいでしょうか。それと、幾つかあります。初めの部分にもありましたが、法改正から 3 年が経過して新しく改定したとありました。これから先、学校がそれぞれの環境において変化があると思うのですけれども、その変化に合わせて改定は行われていくのでしょうか。二つ目で、いじめの未然防止には、小学校中学校だけではなく、やはり未就園児、就学前の頃から大事だなと思います。で、古賀市では基本方針ではあくまでも、小中学校だけを対象にしているのかなということが少し気になりました。部署がもし違っているかもしれないんですけれども、就学前小学校中学校そして高校までつながっていくと、しっかりしたいじめ防止につながるのかなというふうに思いました。すいません、いくつか続けて質問しましたが、わかり次第教えてください。

米倉議長 はい、よろしいですか。

学校教育課長 評価につきましては、今お話しいただいたとおり、その数の増減を評価するものではなく、やはりそのみとりをどのように行って、子どもの状況を把握しているか、またそれに対してどのような対応をすることが出来て、子どもに対してこの安心安全な環境をいかに回復させることができるかという、実際の取組や対応状況に対しての評価をしていっております。決して数が多いから問題状況が深刻だっというものとはとらえておりません。基本的にはきめ細かに見とることによる、数が増えたものについては、いかにその状況に対して対応をしているか、に対して評価を行っている状況となります。2 点目の基本方針の改定につきましては、また改定に基づく学校の取組の実態と状況と、また国県の方針等の変更に、応じて適時改定をしていく形になってまいります。また基本方針を中学と高校とつないでいくものとするのは 1 番効果の高いものになると思うのですが、現段階におきましては、就学前や、義務教育後も見据えた上で市が、義務教育期間の子どもに対する対応指導の基本方針として策定させていただいておりますので、

今の御意見につきましては、参考にさせていただけたらと考えております。以上です。

米倉議長 はい、どうぞ。

木村委員 すいません、もう 1 点だけお願いします。アンケートをいただいた分ですけれども、このサンプルの中学校の分で、未記名の分と、記名をする分がありました。どのような形で、アンケートをされているのでしょうか。

米倉議長 はい、よろしいですか。無記名と記名の両方あるけども、ってことですね。

学校教育課長 はい。この調査自体の目的と、学校の状況に応じて記名にする場合と、無記名にする場合とそれぞれがありますが、基本、いじめの子どもを見出して、対応を迅速に行うためであれば、記名の形をとる場合が多く見られます。

米倉議長 はい、よろしいですか。はい、どうぞ。木村委員。

木村委員 はい。すいません、こちらの改定の基本方針のページでいきたいですけれども、いじめ防止基本方針の策定 4 ページに、いじめの解消についてっていうことで、基準が明確になったことは、とてもわかりやすいなと思いました。期間とか、このような状態になったら、解消とみなすということ、すごく長期にわたって子どもを見つめるということが大事だということを感じました。子どもの人間関係は、なかなか簡単には変わりません。学年が変わって、メンバーが変わってもまた同じ子がやっぱりいじめの対象になるというようなケースも身受けられます。短期間で解消したというふうに見てしまうのはとても心配だなと常々思っていたので、長期にわたって解消の有無を考えるとというのはとても効果があることだなと思いました。それから、12 ページに、学校いじめ防止基本方針の策定ということ、中ほどに黒丸が三つあるんですけども、一つ目は、とても今まで私は当たり前前に考えてたんですけども二つ目の、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すということが、なかなか今までしていなかったなと思いました。何か起きてから、保護者の話をするときに、いじめでおたくのお子さんはこういうことがあって、いじめましたみたいな話をしたときに、いじめという言葉聞いた途端に保護者が、すごい反応を示して、うちの子はいじめじゃありませんって自分の子どもを守る立場になったケースが何度もあるんですね。いじめという言葉聞いただけそれだけ保護者がすごい反応されるので、こういうことをいじめと考えて、学校ではこういうふうに対応していきますということを、保護者に事前に知らせておくというのは、すごく大事なことだなと思ったので、これがあることはいいことだなと思いました。それから、今までは私の体験では、やっぱりいじめられた子の立場に立っていじめられた子を守るということを第 1 前提に考えていたんですけども、この三つ目の丸の加害児童の成長の支援という観点が、抜けていたなあって、すごく思ったので、これが出てきたというのは先生方も、いじめる側にもやっぱり何かの気持ちがあって、そうしているかもしれないという視点を忘れずに対応して欲しいなということを理解したところです。それから、14 ページ右側の中ほどの②、学校においては学校だけでは対応が困難な事案に対して、市の支援チームや県と連携したいじめ問題、学校支援チームの活用を行いということで、やっぱり、毅然とした対応を、学校としてしたいんだけど、学校だけではなかなかこう保護者に伝わらなくて、うまくいかないケースもあると思うので、ここ

に支援チームが存在するというのはとてもいいことだなと思います。今回これを見て、いじめの防止については子どもの、子どもの心身の発達とか生命に関わる問題であるのとらえてきめ細かな防止策をしっかりと練られていて、とても心強く思いました。この基本方針があるということを、まず、先生方一人ひとりにしっかりと、理解してもらって、先ほども申しましたが、保護者にまで周知していただいて、子どもたちが少しでもいじめという問題から子どもたちが避けられるようにということをお願いしたいなと思っています。アンケートについて見せていただいて思ったんですけども、中学校の中に、今話題になっているヤングケアラーの掘り起こしになるような設問があったのがとてもいいなと思いました。子どもたちの中には自分がヤングケアラーだということを感じない、感じていないお子さんもあるんじゃないかなと思うので、こういう疑問があることで、私は、ほかの子はお世話をしている人はいないのかなとかいうふうを感じる子いるのかもしれないなと思ったので、出来たら、こういう質問もあつたらいいかなと思ったところです。それから、中学校の11番に、その他先生に話しておきたいことや相談したいことなどがあれば書いてきてくださいってあるんですけども、こんなことを相談したいっていうのはなかなか書きにくいと思うので、あなたは、誰かに相談したいことがありますか、ありませんか、とかいうふうな設問があれば、あるという答えに、どんな相談があるのって聞けるかなということを感じたところです。以上です。

米倉議長 ありがとうございます。といろいろこうしたらいいかとの感想等を出されましたけども、これがいい方向に進むようにぜひ我々としてもなっておりますよろしくお願ひいたします。あと、よろしいですか。はいどうぞ。

松下委員 最後に、6ページですね、②番のいじめの早期発見のと、取組の充実というところですけども、言葉のことで、具体的なことじゃないんですけども、6行目の人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではない方の疑いを持って、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上というところですけども、その上のいじめを隠したり消したりすることっていうのは、いじめじゃなくて、これは多分ささいなトラブルのことに対して言われてると思うので、ここは、そのトラブルを隠したり消したりすることなく、積極的にいじめと認知した上で、迅速かつ云々というふうに、文章を書かれたほうがよりの確に分かるのかなと思いたので、意見でいいです。ありがとうございます。以上です。

米倉議長 文言的なことですね。まだいじめになってない段階で、そういうふうにとらえるべきじゃないかということですが、よろしいですか。

学校教育課長 はい。対応検討します。

米倉議長 ありがとうございます。何かありますか。小山さんどうぞ。

小山委員 お聞きしたいんですけど。いじめとか、学校内でということもあるんですけど、学校外で、ほかの地域の大人の方とかが、いじめとかを見る機会が、ひょっとしてあるかもしれません。今こういう方針や教育対応とかを、地域コミュニティで、学校、地域で言えばコミュニティをつくるっていうのが柱になってますけど、こういうせつかく、いいやつが出来ているので、行政区長会とか云々に配布とか何かしてあるんですか。それをち



よっとお聞きしたいです。

米倉議長 はいどうぞ。

学校教育課長 区長会へのいじめ対策基本方針の配布はまだ行っておりませんが、対応につきましては御意見を受けて検討したいと思います。

米倉議長 よろしくをお願いします。課長、はい、どうぞ。

教育総務課長 先ほど松下委員のほうから学校記念事業の予算の件で御質問がありました点について、補足でお答えさせていただきます。来年度の令和4年度について周年事業費はないんですが、令和5年度になりますと、青柳小学校と小野小学校150周年事業という形になってございます。これまでですとおおむね上限を50万ぐらいで予算は組んでいるみたいですが、予算なので何とも言えませんが、学校教育課で10款教育費の教育総務費、この中で予算を組んで周年事業に充てていくような形になると思います。また細かい予算の振り分けですけれども、どういったことをやるかにより異なりまして、記念誌を出すというふうになりますと印刷製本費でありますとか、また別のものに使うとなりますと、予算の使用目的によってまた予算の場所が動いたりします。お答えとしまして、周年事業費は学校教育課の中で予算を組むという形でございます。

米倉議長 ありがとうございます。いじめ防止基本方針についてはよろしいですか。出された意見をもとにし、出されるということです。

教育大綱案と令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策案についてです。

教育部長 教育大綱の一部改訂について、別冊の『令和4年(2022)年度古賀市教育大綱』(案)をご覧ください。説明は、私の方から全体について説明させて頂いた後に、一括して質疑をお受けし、個別に回答しますのでよろしくお願いします。

はじめに大綱策定までのスケジュールを説明します。本日、教育大綱の原案の説明をさせて頂き、来月3月24日の定例教育委員会にて協議を行います。

その後、4月20日の15時30分から市長が招集する総合教育会議にて、市長と教育委員会が教育政策について協議・調整する中で、議決を予定しています。また、施策の執行にあたりましては予算が必要ですが、令和4年度の当初予算はまだ議会議決を頂けませんので、市議会の議決状況によっては、内容に修正が生じることも考えられます。その場合は改めて修正案を提示し、了承していただくこととなりますのでよろしくお願いします。

それでは別冊の『古賀市教育大綱』をご覧ください。はじめに、教育大綱とは市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が教育大綱を定めることとなっております。

それでは概要説明を致します。教育大綱の冊子を1枚おめくり下さい。目次の欄の3.大綱の重点目標として、昨年度は9つの基本目標を記載していましたが、令和5年度からスタートする第5次総合計画に合わせて、(1)～(7)まで7つを大綱の重点目標としています。

2 ページをご覧ください。1. 古賀市教育の基本目標には『すべての人が尊重し合い未来を拓く子どもたちが輝くまち』を掲げております。また、

2. 大綱策定の趣旨では、大綱は、【第5次古賀市総合計画】に即し、別途策定する【教育行政の目標と主要施策】と連動して古賀市の教育のめざす方針を示し、一般行政と連携しながら教育行政の総合的推進を図るとしてしています。

次に3 ページ、3. 大綱の重点目標では、7つの重点目標を6 ページにかけて記載しております。それでは3 ページから説明します。

令和3年度からの主な変更点と各重点目標の概要を説明します。

(1)は、今年度、『未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実』と、(2)『確かな学力、豊かな心を育む学校づくりと安心して学べる環境の充実』を合わせ、(1)『「生き抜く力」を育み、未来を切り拓く 子どもを育成する学校教育の充実』として、未来を自ら切り開いて生き抜くための資質・能力の育成を図る取り組みなどを行うとしてしています。

4 ページをお開き下さい。

(2)は、今年度『人権尊重意識を高める学校・社会教育の推進』としていたものを、『人権と多様性を尊重する意識を高める学校・社会教育の推進』とし、「人権」についてすべての児童・生徒が理解し、インクルーシブ社会の実現に寄与できるようにするために、学校教育全体を通じて、自他の人権を守ろうとする実践力をもった児童・生徒を育成に努めます。

(3)は、今年度『社会全体が一体となった青少年の健全育成事業の充実』から『青少年が健やかに育つ環境の充実』と改め、青少年一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、自主性と協調性を持って心と体が健全に成長していけるまちをめざし、青少年健全育成の環境づくりを推進します。

5 ページをご覧ください。

(4)は、今年度『健康スポーツライフの振興』から『明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進』に改め、市民が生涯にわたり健康で明るく、活力ある生活を送るために、スポーツの推進に取り組むこととしてしています。

(5)は、今年度『市民の特色ある文化芸術活動の振興』から『豊かな心を育む文化芸術活動の促進』に改め、文化芸術に触れる機会をとおして、子どもが文化芸術への関心を高め、将来的には文化芸術活動を担う人材となり、次の世代に繋ぐという循環に向けた取り組みを推進します。

(6)は今年度『文化財と地域固有の歴史・伝統の保存と次世代への継承』としていたものを『郷土愛を育む文化財の保存・活用』へと改め、貴重な文化財の保存・活用を適切に行い、子どもたちが身近にある文化財等に気軽に触れ合える機会を増やすことで、郷土愛や誇りを育む、取組みをとおし、文化財の次世代への継承と古賀市の魅力向上に取り組めます。

6 ページをお願いします。

(7)は、今年度『生涯学習推進ゾーンを有効活用した社会教育活動の充実』、『生涯学

習機会の提供や、相互に学びあう環境づくりの促進』に分かれていたものを統合し、『学び合いを支える社会教育・生涯学習の活性化』と改め、市民が人生をより豊かに過ごすための学習活動の機会提供などに努め、学習成果を生かす場として、生涯学習ゾーンの利用促進を図り、多様化する社会教育活動への支援に取り組みます。

説明は以上になります。資料について、ご質問などがありましたら各担当課長から回答しますのでよろしくお願ひします。

教育総務課長 それでははじめに、今後のスケジュールについて説明します。本日、原案の説明と、ご不明な点があれば担当課長から説明を行います。委員の皆さんにおかれては、本日お持ち帰りいただき、次回の3月24日の定例教育委員会の場で再度ご協議頂いた後に、同意いただければ、その場で議決を頂きたいと思ひます。また、施策の執行にあたりましては予算が必要ですが、令和4年度の当初予算はまだ議会の議決を頂いておりません。市議会の議決状況によりましては、内容の修正が生じることも考えられるので、その場合は改めて修正案を提示し、了承していただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

令和4年度古賀市教育行政の目標と主要施策案の冊子を御覧ください。こちらの3ページをお願いいたします。こちら、1古賀市の教育と記載しております。こちらに記載のとおり、この計画は、第5次古賀市総合振興計画、教育大綱の基本方針に即して策定されています。教育行政の総合的推進のために、下に記載の(1)の重点目標に記載してありますとおり、五つの重点目標、次の4ページに記載の(2)の使用施策に記載の中の使用施策、こちらに定めております。それでは、これらの5ページ以降に、主要施策について個別に事業ごとに記載しておりますので、担当課長から順に説明いたします。説明内容は、特に前年から削除した事業や新規事業について説明し、廃止した事業、新規事業を挙げた理由や背景、その効果等もあわせて説明いたします。質問については、説明後に一括して受けたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

学校教育課長 それでは、5ページを御覧ください。主要施策1子どもが自ら未来を切り開く資質能力を育む学校教育の充実についてです。これまでは、一人一人の個性や能力を伸ばし、確かな学力を育む学校教育の充実とされていた主要施策です。新しい学習指導要領や、第5次古賀市総合計画の政策の目的を、理性を切り開いていける、生き抜く力の育成に沿って、育むべき子どもの力を確かな学力から、未来を切り開く資質能力に置き換えております。この目的の変更により、施策も、四つの施策で構成していたものを、資質能力を育む教育の充実、個別最適化された学びの環境整備、時代の変化に対応する教育の充実の三つに再編成しております。施策1、自ら未来を切り開く資質能力を育む教育の充実では、これまで行ってきた個別事業を基盤として、継続しつつ、加えてGIGAスクール構想に基づく情報教育の充実、ALTを活用した外国語教育の充実等を進めます。この情報教育の充実は、子どものICT活用能力を高め、様々な状況に合わせて主体的に学びを進め、個に応じた指導を進められるようにするものです。施策2誰1人取り残すことのない個別最適化された学びの実現を図るための環境整備では、これまでの原則35人以下学級、人的配置に加え、各小中学校にICT支援員を派遣し、ICTを活用した指導の充実を推

進めます。施策 3 時代の変化に対応する教育の充実では、男女共同参画、主権者教育、消費者教育、環境教育と、持続可能な開発のための協力 ESD を進めます。6 ページを御覧ください。主要施策 2 豊かな心と健やかな体を育てる学校教育の充実についてです。これまで施策を、心の教育、健やかな体を育てる教育、学校体育、読書活動の四つで構成していたものを、健康教育、食育の取組を重点化し、道徳教育、心と体を育てる教育、健康教育、読書活動、四つに再構成しております。施策 1 生涯にわたって心豊かにたくましく生きるために必要な道徳的実践力の育成では、教育課程全体で行う道徳教育に特化し、体験活動と関連させた議論する道徳教育の充実を進めます。心の教育全般につきましては、施策 2 において、健やかな体と体の育成と一体化して、施策を進めるようにしております。施策 2 健やかな心と体を育てる教育の推進では、これまでの心の教育と学校教育の施策を一体として継続し、古賀市の部活動について、多様な立場の方から御意見をいただく懇談会を実施し、働き方改革を踏まえた部活動改革を推進します。施策 3 生涯にわたって健康に生きる力を育む健康教育と食に関する指導の充実では、健康に生きる力の柱となる食に関する指導、生活習慣病予防教育、がん教育、薬物乱用防止教育、性に関する指導などを、子どもの発達段階に応じて実施し、全ての子どもが自立して健康な安全な生活を送ることができるようにします。施策 4 学校における読書活動の推進では、これまでの読書活動の取組を継続して実施します。7 ページを御覧ください。主要施策 3 いじめ・不登校をなくし、楽しく学べる学校づくりと特別支援教育の充実についてです。これまでの施策のうち、障害のある児童生徒の就学相談、就学支援、特別支援教育の推進を一体として推進するために統合し、3つの施策として構成しております。施策 1 いじめや不登校の未然防止と早期対応体制の充実では、人的配置による教育相談体制を継続し、対応を充実させるとともに、施策 2 教育支援センターあすなる教室の教育環境、関係機関との連携の充実では、教育支援センターの施設設備の充実に向けた取組を推進します。施策 3 特別支援教育推進のための教育環境、就学相談、就学支援、研修の充実では、障害のある子どもが個に応じた教育を受けられるようにするための合理的配慮及び基礎となる環境整備を目指した取組をさらに進めます。8 ページを御覧ください。主要施策 4 地域や子どもに信頼され、地域とともにある学校づくりの推進についてです。これまで取り組まれてきた 4 施策のうち、地域に開かれた学校づくり、PTCA との連携を、地域とともにある学校づくりへ発展させ、3つの施策に再構成しております。施策 1 小中連携教育と地域とともにある学校づくりの推進では、学校家庭地域が参加する学校運営協議会を基盤とし、地域住民の学校教育への参画、地域の清掃活動や行事への児童生徒の主体的参加を促進します。施策 2 教職員の育成と研修の充実では、これまでの取組に加え、個々の教職員の ICT 活用能力向上のための研修の充実を進めます。施策 3 教育費の保護者負担軽減等の推進では、これまでの取組と、教育支援、教育支援制度の周知徹底を継続いたします。

教育総務課長 それでは 9 ページを御覧ください。主要施策 5 良好な学校環境の整備・充実についてでございます。教育総務課では、第 5 次古賀市総合計画の施策の中で、教職員が職務に専念できる環境整備や、児童生徒が安全快適に学べる学校施設環境の整備を行うこと

としており、今回の主要施策にもそちらのほうを記載しております。主要施策 5 につきましては、目的につきましては、昨年度のものを踏襲するという形になりますので、良好な学校環境の整備充実としております。施策 1 教育環境の充実に向けた施設設備の整備では、今年度まで、教育環境の充実に向けた施設設備の整備と、学校、施設における計画的な維持修繕の実施の二つの施策を行っていましたものを一つにまとめ、学校施設長寿命化計画をもとに、学校施設の大規模改修やトイレの洋式化、バリアフリー化など、教育環境の充実に取り組むとしております。施策 2 学校施設の維持管理・修繕では、施設の法定点検、施設点検などによる不具合か所の発見と速やかな補修の実施に取り組みます。施策 3 では、千葉県八街市での児童 5 人が死傷するという痛ましい交通事故などを受け、今年度は安全教育の充実、地域、関係部署と連携した学校防犯体制の整備と記載していましたが、登下校の安全確保に向けた地域、関係部署との連携体制の整備と改め、通学路交通安全プログラムを通じた児童生徒の安全確保に取り組むこととしております。施策 4 では、教職員の健康管理体制の充実でございます。こちらは、健康管理、及び産業医による、面接等の健康管理の実施や、タイムレコーダーを活用した教職員の勤務時間の把握などによる、学校における労働安全衛生体制の完備により、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保を通して、学校教育全体の質の向上を目指します。

学校給食センター所長 施策 6 については給食センターから説明いたします。施策 5 学校給食の充実、学校給食衛生管理基準などに基づいた衛生管理、地場産農作物の積極的な使用により、安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに、施設や整備につきましても、耐用年数や状況を見極めて順序立てて整備を実施、機械トラブルなどにより、各学校の給食時間に遅延しないように、提供できるように努めます。施策 6 食育の推進、市内小学 2 年生を対象にした給食センター見学や、夏休みを利用した親子見学などの体験学習、また、毎日の給食時間中に校内放送を利用し、食に関する情報発信を行うなど、食に対する関心や大切さなど学びの機会をつくります。

生涯学習推進課長 10 ページをお願いします。主要施策 6 学びあいを支える社会教育、生涯学習の活性化についてです。施策 1 生涯学習センターの機能の充実では、生涯学習ゾーンの機能強化に向けた研究として、古賀駅東口周辺地区の活性化と連動し、現在の社会教育法に基づく、中央公民館から、劇場音楽堂等の活性化に関する法律に基づく市民ホールとすることなどを検討する調査研究を進めます。施設予約システムの更新による利便性の向上として、より使いやすいシステムに改良し、新たにクレジットカード決済を導入し、利便性の向上を図ります。施策 2 生涯学習の拠点としての効果的な講座等の充実では、これまでは、市内在住の外国人を対象とした日本語教室の実施がございましたが、市長部局のまちづくり推進課国際交流多文化共生係において、外国人を対象とした事業を一括して実施することとなったため削除しております。施策 3 学びと実践の循環による地域コミュニティの活性化では、令和 4 年度から成人年齢が 18 歳に引下げられることから、成人式を、20 歳の集い、これ仮称でございます、名称を変えまして従来どおり 20 歳を対象とした集いを開催することとしております。

文化課長 施策 4 図書館事業の推進につきましては、来年度もサービスの向上に努めてまいりますけれども、2 誰もが気軽に立ち寄れる、居心地がよく魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を新たに加えておりまして、この中も意識しまして、配置や装飾など工夫をしていきたいと思っております。また、4 では、電子図書館の普及にも引き続き取り組んでいこうと考えております。また、子ども読書活動推進計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

青少年育成課長 11 ページを御覧ください。主要施策 7 青少年が健やかに育つ環境の充実では、第 5 次古賀市総合計画の政策の目標に掲げておりますが、青少年 1 人一人が生き抜く力を身につけ、自主性と協調性を持って、心と体が健全に成長しているまちを目指しまして、令和 2 年度から 6 年度までの計画期間である第 2 期古賀市子ども子育て支援計画に基づき、青少年健全育成の環境づくりを推進するため、大きく 5 つの施策に取り組みます。施策 1 子どもの健やかな育ちのための支援では、児童館児童センターや放課後子ども教室による子どもたちの行き場所、居場所づくりの充実を行うこととしています。充実の内容としまして、放課後子ども教室の未実施校区での展開などに取り組みます。施策 2 いきいきと子育てができる環境づくりでは、青少年支援センターでの相談の実施、青少年育成事業の情報発信などを行うこととしております。青少年支援センターの相談方法の記載について、セキュリティーの関係で運用を中止している LINE 相談を削除し、現状対応に合わせて訪問を追加いたしました。また、個別施策としては、記載しておりませんが、前回の定例教育委員会で説明いたしましたとおり、相談しやすい環境づくりを行うため、青少年支援センターの移転を行います。施策 3 子育て家庭に優しい生活環境づくりでは、県青少年健全育成条例に基づく立入り調査や、非行予防啓発活動を行うこととしております。施策 4 教育・保育提供体制の充実では、学童保育所の適切な運営を行うこととしております。支援員が参加しやすい研修を実施するなど、留守家庭児童の育成支援の体制充実に取組ます。施策 5 子育てを支える地域づくりでは、通学合宿や寺子屋、子どもわくわくフェスタ、子どもアート教室など、青少年育成事業の実施や支援を行うこととしております。

文化課長 12 ページをお願いします。主要施策 8 豊かな心を育む文化芸術活動の促進と文化財の保護及び活用の推進です。条例に基づきまして、文化芸術活動に取り組み、市民を応援するとともに、歴史的文化遺産を保存活用してまいります。施策 1 文化芸術活動の推進では、アクションプランの推進とともに次期計画の策定に向けて取り組まします。今年から取り組んでおります。赤星夫妻の絵を活用しました、文化力向上事業を推進していこうと考えております。それから施策 2 歴史資料館事業の充実では、船原古墳の映像を今年度で作っておりますので、来年度に活用をしていきたいと思っております。(2)に関連しまして、鹿部山の発掘から 50 年を記念しまして、講演会を予定しております。(4)では、薦野増時と、米多比鎮久のパネル展を企画しております。また、まつり古賀や健康福祉まつりに出向く出張歴史資料館を計画していますが、コロナ禍のため、今まで出来ておりませんので、来年度に期待をしておるところでございます。施策 3 文化財保護保存事業の推進では、船原古墳の遺物の整理を進めますとともに、広く知っていただくための

工夫をしながら、情報を伝えて活用にも取り組みたいと思います。また、国史跡船原古墳だけではなく、県や市の指定文化財についても、新たに指定ができるように取り組んでまいります。施策 4 市編さん事業の推進では、資料や情報の収集及びその整理を継続的にやっというふうと考えております。

生涯学習推進課長 13 ページをお願いします。主要施策 9 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進についてです。施策 2 市内スポーツ施設の有効活用では、学校や関係機関との協議による施設の有効活用の推進として、古賀市公共施設等総合管理計画第 1 期アクションプラン、令和 3 年度から 12 年度の 10 年間に於いて、市民体育館の廃止を検討することとなったため、市民体育館の機能の移転を検討することとしています。また、市民にとって身近な施設である小中学校の体育館等の有効活用についても検討します。(2)施設予約システムの更新は、先ほどのリーパスプラザ古賀と同様に、より使いやすいシステムに改良し、新たにクレジットカード決済を導入し、利便性の向上を図ります。施策 5 大規模国際大会等を契機としたスポーツ活動の促進では、昨年東京オリンピックパラリンピックの開催を契機とした継続的なスポーツの振興、地域の活性化や、障害のある人もない人もともに楽しむスポーツ機会の創出に向けた取組を充実させていきます。

学校教育課長 主要施策 10 人権尊重の精神を育成する学校社会教育の推進では、人権を尊重する古賀市を実現するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、福岡県人権教育啓発基本指針及び福岡県人権施策基本方針を踏まえ、学校教育、社会教育において、人権教育啓発の一層の推進に努めます。施策 1 総合行政としての人権教育啓発の推進において、教育委員会事務局関係職員が年 2 回の職員人権研修などに参加し、人権意識の向上などに努めます。施策 3 学校教育における人権尊重精神の高揚を図る効果的な研修の推進では、本年度も来年度も、教職員の人権意識を高めるための研修を充実させてまいります。施策 3 人権尊重の視点に立った学校づくりの推進では、これまで施策 4 として示しておりました、効果的な学習教材の選定開発を、既に定着している事業として施策 3 に統合しております。この毎年改定されている教材を活用し推進してまいります。

生涯学習推進課長 施策 4 です。社会教育における人権教育啓発の推進では、分館教養学級等での研修会の奨励、『いのち輝くまち☆こが 2022』や『人権ひろば』はリーパスプラザ古賀にて開催されることから、参加の促進、市民啓発を行います。

米倉議長 ありがとうございます。次の、3月の教育委員会で提案して、決定ということでいいですね。その予定ですので何か。御質問等あれば、ここで出していただいて、ある程度練ってください。

木村委員 基本的な質問ですけども、教育大綱を受けて、教育行政の目標と主要施策があると考えていいのでしょうか。順番をあわせた方がよいかと思われま。

米倉議長 教育大綱との整合性のところはお願いいたします。

教育総務課長 そちらにつきましては、今回、来年度から古賀市の 10 年間の方向性を決める第 5 次の総合計画が決定されることとなります。大綱は、第 5 次総合計画に即する形でつくっており、今委員御指摘のように、目標と主要施策について中で今年度のものをそのまま順番は変えずに移しております。ただ、教育大綱につきましては、総合計画に即する形

になっていますので、教育大綱は第 5 次総合計画の順番をほぼ踏襲するような形にしております。教育大綱と、目標と主要施策の関係は連動する形になっておりまして、これについて順番は今のところ変えていないということではありますけれども、大綱の順番に合わせて、見やすい形に事務局で修正をさせていただきたいと考えております。今回の場合は、大綱が出た後、ある程度、変えるというか、それとも次年度大綱については市長が参集を掛けます総合教育会議で決める形になりますけれども、目標と主要施策については教育委員会の中で決めるような形になりまして、3月の定例教育委員会で決める形になります。やはりその連動性等を考えましたら、この順番は、合わせるというふうな形で、検討をさせていただきたいというふうに思います。

米倉議長　そういうことで、よろしいでしょうか。

教育総務課長　順番を変える件について御意見を受け、変更も検討をしようと考えております。

米倉議長　わかっている範囲で順番はずれていくということでありまして、よろしいでしょうか。それではほかの件で、いいですかね。またもう一度出されるときに聞きたいと思います。

米倉議長　協議事項④市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会『告辞』について提案をお願いします。

（教育委員による調整）

米倉議長　協議事項⑤市立小中学校卒業式及び入学式における教育委員会出席者の配置について提案をお願いします。

教育総務課長　出席者の配置表を作成しておりますのでご確認ください。

米倉議長　⑥古賀市各種委員会教育委員会関係委員等の選任について、提案をお願いします。

教育総務課長　令和3年度の教育委員会関係の各種委員についてです。今回ご協議いただくのは、太い四角で囲んだ部分です。それぞれ選任をお願いしたいと思います。

米倉議長　事務局案があればお願いします。

教育総務課長　事務局案としましては、前年と変更なく別紙のようにお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

教育委員　（了承）

## 6. その他事項

### （1）各課（所属）報告

#### ア、教育部長

・公共施設等総合管理計画、第1期アクションプランについてです。資料の68ページを御覧ください。こちらは、10月の定例教育委員会でお示した資料と同じものでございます。当時は案でございましたが、1月に計画として制定されております。アクションプランについて改めて説明いたしますと、この計画の目的は古賀市が平成28年度に策定した古賀市公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、公共施設等における個別方針や取組を示すアクションプランを策定し、総合管理計画期間中の40年間で、公共施設の総延べ



床面積を 2 割圧縮するという目標に取り組むことを目的としております。このうち、延べ床面積の約 6 割超が教育部所管の施設であり、施設についての効率的な運営管理が求められているところでございます。本計画では、令和 3 年度から 40 年間で 4 期に分け、第 1 期アクションプランの計画期間を、3 年度から 12 年度までの 10 年間としております。教育部の施設を抜き出した資料を、お示ししております。移転が、あすなる教室、文化財収蔵庫、市民体育館・米多比児童館です。方向性を決めましたので、報告させていただきます。あすなる教室につきましては、利用ニーズの増加への対応が必要であること、また、若干スペースも狭くなっていること、また、米多比児童館については老朽化が進んでおり、建て替えが必要であることなど、施設の課題を踏まえ、施設を廃止し、機能を移転して事業継続すると報告しておりました。これらの施設、二つの施設につきましては、方針として、グリーンパーク内にある介護予防センターふれあいセンターりんという施設がございまして、こちらが令和 4 年度で施設の機能を終了するというところでございますので、そちらに移転を今検討しております。予定としましては、令和 5 年度の開設に向けて、4 年度の設計を行うことと考えております。児童館等についてはまだ地元との協議も継続中でございますので、そちらもしっかり整えたいと考えております。文化財収蔵庫について、こちらも相当老朽化しており、文化財の安全な保存のために、旧青少年総合センターへの機能移転を検討しており、令和 4 年度予算に必要な備品等を備え、移転したいと考えております。今後も、施設の移転や廃止に関しましては、課題等もあり、引き続き関係者などへの丁寧な協議を継続しますが、施設の移転に関しては随時、教育委員会に情報を共有させていただきたいと考えております。本日の状況としての報告をさせていただきました。

米倉議長 施設の廃止移転についての現在の状況だそうです。よろしいですか。何かあれば。  
小山委員 市民体育館は廃止っていう形で、新設するとか云々はもう考えてないのですか。  
教育部長 市民体育館は計画のアクションプランだけでは機能移転というところで位置づけております。そのことについてはまだ委員会に御報告するような内容にはなっておりませんので、まだ検討中ということになっております。

#### イ、教育総務課

・古賀市通学の交通安全プログラムの改定についてです。このプログラムは、児童生徒の登下校の安全確保のために、通学路の危険か所を学校から集約して、国や県などの道路管理者、信号機や横断歩道の規制を行う警察などの関係者を 1 度に集めまして、協議する交通安全プログラムの指針というものを持ってございまして、こちらのほうはホームページにおいても公表しているものになっております。今回、実情に合わせる形で、よりよい通学路環境の整備のために、指針の改定を行います。主な改定内容としましては、これまで 8 小学校ございますがこれを 2 グループに分けて、隔年で点検していただいたものを、実情に合わせて毎年点検、全校対象をする形としておりますものですから、そちらのほうを改定しております。また、現状では中学校の通学路も実際は対象としておりますが、これまでの交通安全プログラムには、小学校の通学路としか記載がござい

ませんでしたものですから、その文言を明記しております。中学校の通学路も対象とすると、いう旨を加えております。また、それぞれの組織や役割の在り方について、相関図などを示して、わかりやすく示したところで改訂をしております。71 ページを御覧ください。2 番のところに、通学路安全推進会議の設置の欄に図を挿入して、関係機関の連携を視覚的に捉えられるように工夫をしております。内容につきましては既存のプログラムと同じ内容でございます。次の 72 ページをお願いいたします。(2)のところの合同点検との実施と対策の検討におきましては、これまでの方針では 8 小学校区を 2 グループに分けて、隔年で点検をいたしておりました。しかし、現状といたしましては、毎年度、全校を対象とした安全点検をやっておりますことから、現状に合わせる形で、その文言を削除しております。また(7)の対策の改善充実の欄に、PDCA サイクルを図で示しております。その他、表現を整えるなどして、わかりやすく改定したところでございます。

#### ウ、学校教育課

- ・小学校のいじめ認知件数は 19 件、不登校兆候は 73 人、不登校は 63 人、うち解消復帰は 13 人です。あすなろ教室への通級児童数は 1 人となっております。中学校のいじめ認知件数は 4 件、不登校兆候は 52 人、不登校は 131 人、うち解消復帰は 47 人です。あすなろ教室への通級児童数は 9 人、体験入級者が 6 人となっております。
- ・2 月までのコロナ感染者は児童生徒 63 人、教諭 5 人、学級閉鎖は 12 クラスありました。

大賀委員 不登校の件数には、グーグルミートなどのオンライン授業参加は解消復帰の方に計上されているのでしょうか。

学校教育課長 理由によって違う場合がありますが、不登校でもオンライン授業に参加した場合は、校長判断で出席扱いになることもあります。新型コロナウイルス感染の不安とか、また待機の状態で、オンラインの授業を受けている児童生徒につきましては、出校停止で施設のにも欠席もならない状態の対応となっております。

木村委員 学級閉鎖学級があったと伺いましたが、そのときは、休んでいる健康なお子さんについては、オンライン授業とかがされているのでしょうか。

学校教育課長 学級閉鎖中につきましては、基本、必ずオンラインで市に、あるいは家庭でオンラインを使うことが難しい家庭もありますので、家庭の状況やオンラインを使う子どもの技能等を踏まえて、子どもと保護者のニーズに応じた形で課題を提供しております。

米倉議長 いいですか。実際は、オンラインでやっている。それとも、宿題などをやっているのか、それちょっとよろしいですか。

学校教育課長 学級閉鎖中の 1 年生は基本オンライン授業を受けております。

米倉議長 よろしいですか。はいどうぞ、

木村委員 今のところ、学級閉鎖中はオンラインで授業をされているんですか。

米倉議長 はいどうぞ。

学校教育課長 はい、授業の配信はしております。

米倉議長 授業配信しているということですか。ありがとうございます。

松下委員 うちの地域の青柳小学校も何クラスが学級閉鎖という保護者メールが届きましたので、

私ははっきり、個人的には通常の学級閉鎖だなという認識がありました。そういう場合は急遽学級閉鎖になるのですが、タブレットの持ち帰りは、その当日決定とともに子どもたちに持って帰る感じで、されているのですか。

学校教育課長 子どもが最終的に登校している段階で学級閉鎖が決まった場合は持ち帰らせております。また、週末の土・日曜日等で、学級閉鎖等が決まった場合は、学校の教員が配って回れるものであれば配布し、学校に受け取りに来てもらうような対応を保護者に協力依頼したりする場合もございます。

松下委員 はい、ありがとうございます。この場で、その事実を知りましたので、よければあの、私も1小学校の1保護者という立場でありますので全体を見られていなかったのですが、学校からのメールに対しても、学級閉鎖のクラスの生徒に限っては、本来授業を行うというのを、全体の保護者がメールで確認されると思うので、そういったことを周知するっていうのは、ある意味大切なことだと思います。各学校に、学級閉鎖の間がそのクラスはオンライン授業をやる旨をお伝えいただければありがたいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

米倉議長 よろしいですか、そういった場合には、全体的に知らせてもらったらいんじゃないかという要望です。

学校教育課長 対象の学級の保護者に対しては必ず文書でお伝えして、学習の保障等の対応等も通知を必ずするよう学校が対応しております。御確認いただけたらと思っております。全体に対しては安心安全メールを通じまして、児童生徒の感染等の場合は個人の特定につながらないよう思う注意喚起等、状況に応じた配信の仕方を行っております。

米倉議長 はい。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

#### エ、生涯学習推進課

- ・リーパスプラザ、スポーツ施設の運営状況について御報告いたします。コロナ感染症が広まっておりますが、通常どおり、リーパスとスポーツ施設を運営しております。キャンセルはコロナ禍の理由であればキャンセル料はいただかないという運用をしております。

#### オ、文化課

- ・焼き物のひな人形を陶芸協会さんからいただきまして、現在、交流館のフォーラムに飾っております。御覧いただければと思います。
- ・赤星展について、先月、御案内しましたがそちらのほうも、23日まで開催しています。
- ・図書館のカウンターにコロナ対策として、ロールスクリーンを設置しております。

#### カ、青少年育成課

- ・学童保育所について、2月1日から20日まで、家庭保育の御協力のお願いをしています。県のまん延防止措置に合わせた期間ですので、今後、そのような取扱いが変更になった場合は、対応を考えていきたいと考えております。

キ、給食センター

・なし

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (5月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 5月定例教育委員会は5月30日13時30分からとします。

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、16時45分閉会した。